

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

よくある質問 Q&A

家庭における蓄電池導入促進事業

令和4(2022)年7月
Ver. 1.00

よくある質問 Q&A 目次

1. 助成金制度について	Q.101～Q.116	P.1
2. 助成対象住宅について	Q.201～Q.207	P.4
3. 助成対象機器について	Q.301～Q.308	P.5
4. 申請方法について	Q.401～Q.416	P.7
5. 共同申請（リース等の活用）について	Q.501～Q.507	P.11
6.住宅供給事業者による申請について	Q.601～Q.602	P.12

1. 助成金制度について

Q101

国や他の自治体等の助成金との併用は可能ですか。

A101

可能です。ただし、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成金とは併用できません。

Q.102

クール・ネット東京で実施の「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業」や「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」、等、他補助金事業との併用は可能ですか。

A.102

原則併用は不可です。ただし、令和3年度の「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」に太陽光を申請している場合は、蓄電池のみ申請が可能です。（ハイブリッドタイプの場合、パワーコンディショナー未設置分のみ対象です。）

Q.103

「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光普及拡大事業」の総額 337 億円予算に対し、申請の時点でその額を超えた場合、その時点で受付は終了になりますか。

A.103

公社における予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合には、提出された申請書の中で抽選を行います。

なお、予算の範囲を超える見込みであると判断される場合には、クール・ネット東京のホームページにて、事前にその旨をお知らせします。

Q.104

助成金額は年度ごとに代わりますか。

A.104

現時点では変更の予定はありませんが、今後市場価格等に応じ、見直す可能性があります。

Q.105

既に対象機器を設置しているのですが、設置後の申請は認められますか。

A.105

認められません。本事業では、助成金交付申請を受付けて、公社が交付決定をした日より後に、助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結するものに限りです。

ただし、令和4（2022）年4月1日から令和4（2022）年7月31日までに契約締結、リース契約締結又は工事をして助成対象機器を設置したもので、令和4（2022）年8月31日までに交付申請を行ったものに限り、設置後又は契約締結後の申請であっても助成対象となります。

Q.106

一般財団法人電気安全環境研究所（JET）による認証を受けている太陽光発電システムを既に設置しており、新たに蓄電池システムを設置しようと考えています。この場合、蓄電池システムの助成金の交付を受けることはできますか。

A.106

太陽光発電システムが既に設置されている場合でも、蓄電池システムの助成金への交付を受けることができます。

Q.107

蓄電池システム単体で助成金の交付を受けることはできますか。

A.107

蓄電池システム単体でも助成対象となります。

Q.108

太陽光発電システム単体で助成金の交付を受けることはできますか。

A.108

太陽光発電システム単体に助成金は交付されません。蓄電池を新規で設置と同時に太陽光発電システムを導入した場合助成金が交付されます。

Q.109

既に蓄電池システムが一式設置されています。もう一式設置（増設）する場合は申請可能ですか。

A.109

蓄電池システム一式を新たに追加設置する場合は助成対象となります。

Q.110

蓄電池システムの設置と併せ、太陽光の増設をしたい。増設したkW数で申請は可能ですか。

A.110

太陽光発電システムの増設は助成対象外ですが、蓄電池システムの助成額の上限に反映させることは可能です。交付申請時に既設の太陽光発電システムkW数と増設する太陽光システムのkW数を足したkW数で申請してください。

交付申請時の提出書類は、既設太陽光の出力を確認できる書類と、増設分の見積書になります。実績報告時に合計のkW数がわかる書類をご提出ください。

Q.111

太陽光の上乗せ補助があると聞きました。同時導入とみなせる期間はいつからいつまでになるのでしょうか。

A.111

蓄電池の設置日（領収日）から太陽光の設置日（領収日）が前後 90 日以内です。

Q.112

新たに蓄電池システムと太陽光発電システムを導入する予定ですが、余剰売電ではなく、全量売電を検討しています。申請は可能ですか。

A.112

蓄電池の申請は可能です。ただし、全量売電の場合、蓄電池の助成額には反映されません。

Q.113

電力会社との売電契約がないと、申請はできないのでしょうか。

A.113

売電契約がなくても申請可能です。

Q.114

交付申請の審査において、現地調査を行うことはありますか。

A.114

必要に応じて行う場合があります。

Q.115

ローン契約やクレジット契約の場合、助成の対象になりますか。

A.115

ローン契約やクレジット契約であっても、対象機器の所有者が対象機器の設置費用を支払ったことを領収書により確認することができれば、助成の対象になります。

ただし、領収書は、対象機器の販売を行った者が発行したものである必要があります。クレジット契約やローン契約等の理由により収入印紙の貼付がない場合は、領収書にその旨を明記ください。なお、明記がない場合は領収書と併せてクレジット契約等の写しを提出願います。

会社のホームページにてクレジット支払いの領収書作成例がございます。ご確認の上作成ください。

Q.116

助成金交付申請書（第1号～第2-1号様式）の〈誓約事項〉に対する同意を証明するために必要となるチェック欄への記載は必須ですか。

A.116

必須です。公社が助成金の交付申請を受理するに当たって、助成申請者及び手続き代行者の方々には、〈誓約事項〉に誓約いただく必要があります。この誓約事項への誓約は、申請内容に虚偽の記載がないこと、設置した対象機器を適切に管理すること等について誓約いただくことを目的としています。申請書類等において虚偽の記載等があった場合や、申請時の同意事項に反する行為が行われた場合は、助成申請者に対して、助成金の返還を求めることがありますので、その点を十分に認識いただいた上で、申請をお願いします。

2. 助成対象住宅について

Q.201

二世帯住宅で、蓄電池システムを親世帯と子世帯に設置する予定です。それぞれの世帯ごとに申請は可能ですか。

A.201

それぞれ電灯契約が別で蓄電池システムを設置されるのであれば、世帯ごと（電灯契約ごと）に申請は可能です。

Q.202

対象機器を設置する住宅は、居住する夫婦の共同名義ですが、助成金の申請者（対象機器の所有者）は別の人物です。この場合、住宅の所有者（居住する夫婦）2名が、設置を承諾した旨を証明する書類を提出する必要はありますか。

A.202

承諾を証明する書類を提出いただく必要はありません。ただし、対象機器を設置する住宅の全ての所有者が、その設置について承諾している必要があるため、助成申請者及び手続き代行者は、全ての住宅所有者の設置承諾が得られていることを確認した上で、助成金交付申請書（第1号～第2号様式）の〈誓約事項〉へ記入（チェック）を行ってください。公社は、〈誓約事項〉の記入（チェック）で、設置に対する承諾が得られている旨を確認します。

Q.203

都民ですが都外に別荘があります。この別荘に対象機器を設置した場合、助成の対象になりますか。

A.203

本事業の対象にはなりません。本事業では、都内に設置されたものが助成対象になります。したがって、都民であっても、都外に設置したものは助成の対象外となります。

Q.204

助成金の申請者が、対象機器から供給される電力を使用する住宅（助成対象住宅）に居住していない場合でも申請はできますか。

A.204

対象機器の所有者（領収書の宛名欄に記載された者）であれば申請は可能です。このため、助成金申請者が単身赴任等の理由で当該住宅に居住していない場合でも、申請は可能です。申請者（対象機器の所有者）が、対象機器を設置した住宅に居住しているかどうかは、助成要件ではありません。

Q.205

マンションの共用部分に対象機器を設置する場合、申請できますか。

A.205

蓄電池システムは助成対象機器により供給される電気を住宅の居住の用に供する部分（当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。）で使用される場合に申請できます。

Q.206

個人又は法人の賃貸オーナーが所有する賃貸住宅の専有部分に対象機器を設置する場合、個人又は法人が社宅とする賃貸住宅は、助成対象となりますか。

A.206

対象となります。申請者は「個人・法人申請用（第1号様式）」より申請を行ってください。また、設置後は、対象機器の所有者である個人の賃貸オーナー又は法人が、法定耐用年数の間、管理を行ってください。

Q.207

モデルハウスに蓄電池を設置しましたが、助成対象となりますか。

A.207

モデルハウスへの設置は事業使用となるため、助成対象外です。

3. 助成対象機器について

Q.301

中古品は対象となりますか。

A.301

中古品は助成対象となりません。パッケージ型番の構成機器がすべて新品（未使用）である必要があります。

Q.302

助成対象となる蓄電池システムは SII に登録されているパッケージですか。

A.302

はい。令和3年度以降に一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されているパッケージ型番が対象になります。

Q.303

蓄電池の蓄電容量はカタログの数値で良いですか。

A.303

SII に登録の「蓄電容量」を指します。

Q.304

蓄電池の機器費が蓄電容量 1kWh 当たり 20 万円以下とされていますが、交付申請の見積書の段階で 20 万円を超えている場合は助成対象外となるのでしょうか。

A.304

見積もりの段階で 20 万円を超えている場合は、助成対象外となりますのでご注意ください。

Q.305

助成金交付申請時に記載する購入予定金額には定価を記載してよいでしょうか。

また、工事費は含むのでしょうか。

A.305

定価と助成対象経費は直接関係しません。このため、助成対象経費は、見積もりの金額をもって確定させていただきます。

また、工事費は助成対象経費に含みません。

Q.306

ハイブリッド型やトライブリッド型のパワーコンディショナーを導入の場合、パワーコンディショナーの機器費・工事費は、どのように計上することになるのでしょうか。（他助成事業との併給）

A.306

ハイブリッド型、トライブリッド型パワーコンディショナーを設置する場合は、当該設備の購入費及び設置工事費を各機器の費用として按分していただき、太陽光発電システムと蓄電池と V2H のそれぞれの助成対象経費とします。

Q.307

交付決定通知をもらった蓄電池システムのパッケージ型番から、半導体不足などの影響で蓄電池の型式変更を考えています。変更手続きはどのように行えばよいのでしょうか。

A.307

実績報告書を変更後の型式で提出してください。要件に合致しないと助成対象になりません。また、助成金額については、交付決定時の金額を上回るとは承認しません。

Q.308

交付決定後に変更可能な項目とその手続き方法はどのように行えばよいのでしょうか。

A.308

本助成金は、対象機器について、対象機器設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（蓄電池システム：6年間、太陽光発電システム：17年）が経過するまでの期間内において、保有義務を含む善管注意義務があります。

その間に変更が生じた場合は、氏名（法人名）・住所の変更は「助成事業者の変更届出書（第8号様式）」相続または法人の合併、分割等による変更は「一般承継による助成事業者の地位承継承認申請書（第9号様式）」売買または贈与、契約等による変更は「契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（第12号様式）」を会社に提出する必要があります。その際、承継による変更になった場合、助成金交付に伴う義務は全て新たな所有者に移転することになります。

4. 申請方法について

Q.401

新築家屋とあわせて対象機器を購入するのですが、実績報告書に添付する領収書は、家屋と対象機器の合計額が記載されているものでいいですか。

A.401

問題ありません。ただし、申請の手引き P18（4）の内容に不足があれば領収書内訳を添付書類として提出いただく必要があります（「申請の手引き」36 ページ参照）。

Q.402

領収書の内訳を作成し、提出する予定です。会社のホームページに掲載されている様式を必ず使用しなくてはならないのでしょうか。

A.402

様式は任意ですが、会社のホームページで公開しているひな形「対象機器に関する領収書の内訳について」の内容を不足なく記載してください。

Q.403

見積書は各社それぞれで使用している様式で良いですか。

A.403

見積書の様式は会社のホームページで公開しているひな型「見積書指定様式」を使用してください。会社指定の様式を使用できない場合は、手引き記載の必要事項が記載されている見積書を使用してください。

Q.404

申請の方法を教えてください。

A.404

郵送申請で受付をしております。普通郵便での申請も受け付けますが、到着確認に関するお問い合わせに個別に回答することはできかねます。到着の確認を希望される場合は、郵送の際に配達記録を確認できる「書留、簡易書留等」をご利用いただき、ご自身で到着確認願います。

また、太陽光発電システムの申請を行う場合には必ず同封の上、一緒にご提出ください。後からの追加での申請は認められませんのでご注意ください。

Q.405

新しく蓄電池システム、太陽光発電システムの設置検討をしており、申請書類を郵送しようと思います。それぞれの申請書類は別々にお送りしても良いでしょうか。

A.405

蓄電池システムと太陽光発電システムの申請を行う場合には必ず同封の上、一緒にご提出ください。後からの追加での申請は認められませんのでご注意ください。

Q.406

申請書が複数ある場合、1つの封筒に複数の申請書を入れて郵送してもよいですか。

A.406

同時に複数件申請する場合は、一通にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請ごとに分けて入れて下さい。その際は、申請数と申請者名がわかる一覧表を添付して下さい。

Q.407

交付申請の審査状況について教えていただけますか。

A.407

審査状況はお教えることはできかねます。審査結果につきましては、文書にて申請者に通知します。

Q.408

申請書を提出してから交付決定までどのくらいかかりますか。

A.408

会社が交付申請書を受け付けてから、通常2か月から3か月程度で交付決定通知書を、実績報告書を受付けてから5か月程度で助成金確定通知書を送付します。ただし、受付開始後や締め切り日間近などは申請が集中するため、前述の期間では送付できないことが想定されますので、余裕を持って申請を行ってください。また、内容に不備がある場合は更に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

助成金確定通知後、約3週間後に指定口座に助成金をお支払いします。

Q.409

助成金申請を行いました。交付決定通知、交付確定通知はメールで届きますか。

A.409

それぞれ郵送で申請者ご本人へ送付します

Q.410

助成金振込先として、気を付ける点はありますか。

A.410

口座名義は申請者と同一にしてください。なお、貯蓄預金口座、定期預金口座には振込が出来ませんのでご注意ください。

Q.411

契約当事者（販売会社）以外が代行者になることは可能でしょうか。

A.411

特に手続代行者に対する制限はありません。ただし、手続代行者は申請の窓口となりますので、責任を持って申請してください。

なお、手続代行者が、交付要綱等の規定による手続を遂行しない場合、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることがありますので、ご注意ください。

Q.412

手続代行者は交付申請時と実績報告時で異なっても良いでしょうか。

A.412

手続代行者が異なっても問題ありません。

Q.413

書類に不備があった場合はどのようになりますか。

A.413

提出された申請書類の記入内容に不明、不備な点がある場合は、審査を開始した段階で手続代行者又は申請者へ内容の確認や不備訂正の依頼をします。手続代行者が提出後すぐに気が付いた場合は、公社から連絡があるまでお待ちください。（ご提出いただいた書類を返却することはできません。）

なお、蓄電池システムと太陽光システムの審査は別の担当が行うため、不備の連絡や時期も異なりますのでご了承ください。

不備訂正が完了するまで、交付決定や助成金確定はされませんので、速やかな訂正をお願いします。不備訂正のため依頼したことに対応いただけない場合、申請を無効にすることがありますので、ご注意ください。

Q.414

売電明細が届かなくなりました。何を提出すればよいですか。

A.414

WEB上で確認できるマイページの写しで対応可能です。WEBマイページに関しては、各電力会社にご連絡ください。

Q.415

太陽光発電システムが既に設置されており、蓄電池システムの導入を検討しています。太陽光発電システムの出力がわかる証明書類が提出できない場合はどうしたら良いですか。

A.415

太陽光発電システムの発電出力がわかる代替書類として蓄電池システム、パワーコンディショナー及び太陽光モジュールの保証書の提出をお願いします。

Q.416

蓄電池システムと太陽光発電システムを同時に申請しました。蓄電池システムの助成金申請が不交付となった場合、太陽光発電システムの助成金はどうなりますか。

A.416

太陽光発電システムへの助成金補助は蓄電池システム設置が前提の上乗せ補助となるため、蓄電池システムが不交付になった場合、太陽光発電システムへの助成も不交付となります。

5. 共同申請(リース等の活用)について

Q.501

蓄電池システムと太陽光発電システムを導入する予定です。蓄電池システムについてはリース等を活用し、太陽光発電システムについては個人で購入する予定です。助成金の申請を行うことはできますか。

また、どの申請様式を使えばよいでしょうか。

A.501

リース等による設置も助成対象となります。ただし、蓄電池システムの助成金が交付されるのは、所有者であるリース等の事業者となります。太陽光発電システムの助成金は所有者である個人の方に交付されます。

申請様式は蓄電池リース：「共同申請用（第2号様式）」、太陽光発電システム：「個人法人用（第1-1号様式）」を使用し、必ず同時に提出してください。

Q.502

リース等の後に所有権の移転は出来ますか。

A.502

対象機器の法定耐用年数（蓄電池システム：6年、太陽光発電システム：17年）以上過ぎていれば、手続きを行わずにリース等の後の所有権の移転が可能です。法定耐用年数の期間内に、助成対象機器の所有権を移転した場合には、移転後速やかに「一般承継による助成事業者の地位承継届出書（第9号様式）」もしくは「契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（第12号様式）」を提出してください。

Q.503

リース等の期間終了後、使用者に販売のオプションはつけることができますか？

A.503

リース期間終了後であれば可能です。

Q.504

リース等の契約を途中解約する場合は、どうすればいいですか？

A.504

原則、途中解約は認めておりません。

本助成金の交付条件として、法定耐用年数の期間において、適切に管理・使用していただくことを条件としています。やむを得ずリース等の契約の解約が生じる場合の手続きについては個別に対応いたしますので、公社までご連絡ください。

Q.505

リース等の契約の場合、申請の主体は誰ですか？

A.505

申請の主体は、「所有者」であるリース等の事業者になります。

Q.506

リース等の還元方法についてどのようにすればいいですか。

A.506

リース業者から機器使用者への還元方法に規定はありません。リース料金からの減額や一括振込等還元方法は問いません。

Q.507

リース等の契約以外の第三者所有モデルのサービスは助成対象に含まれますか。

A.507

実施要綱に記載されている「リース等」の契約及び交付要綱に記載されている機器の貸与という表現については、契約の名称または契約当事者の呼称にかかわらず、貸主等（リース契約の貸手、または利用者との利用契約に基づき蓄電池を使用させる事業者）が設備を代わりに購入して借主等（リース契約の借手、または事業者との利用契約に基づく蓄電池の利用者）に使用させ、借主等は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主等に支払うものであれば助成対象に含まれるものとします。

6. 住宅供給事業者の申請について

Q.601

対象機器を設置した建売戸建住宅を販売する事業者ですが、販売業者が助成金の申請をすることは可能ですか。

A.601

可能です。販売前の住宅については、重要事項説明書（案）を添付の上、対象機器を設置する建物ごとに申請を行ってください。また、住宅を販売した後は、助成対象機器の所有権移転後速やかに「契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（第12号様式）」を提出してください。

Q.602

住宅供給事業者による申請の場合、住宅供給事業者は、対象機器の管理・処分等について、新築分譲住宅等の買主に対して、重要事項説明書により説明することとされています。説明にあたって注意する点はありますか？

A.602

住宅供給事業者の方には、新築分譲住宅等の買主となる方に対し、公社が重要事項説明書に記載を求める内容について十分な説明を行っていただくとともに、買主の同意を得た上で対象機器を設置した住宅に関する売買契約を行ってください。

以下の内容を踏まえ、買主に対する説明を行っていただくようお願いします。

・住宅供給事業者においては、マンション・建売戸建住宅等（以下「新築分譲住宅等」という。）にあらかじめ対象機器を設置する際の投資負担軽減が可能となります。その結果として、対象機器を含む住宅の販売価格上昇を一定程度抑制することが可能となるため、都民にとって、対象機器を導入しやすい環境が一層広がるものと考えられます。

・助成金の交付を受けた対象機器は、法定耐用年数の期間内において、対象機器の所有者となる新築分譲住宅等の買主の責任により、適切に使用・管理していただく必要があります。なお、対象機器の所有者となる新築分譲住宅等の買主が法定耐用年数の期間内に廃棄等の処分を行う場合は、当該所有者が財産処分の手続きを行い、助成金の一部を返還していただくこととなりますのでご注意ください。